

## 平成28年3月「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」（抜粋）

毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日付厚生労働省告示第268号）に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

### エ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について

先般、以下の事務連絡により、社会福祉施設等における役務・施設に係る消費者事故等についても、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく地方公共団体の長から消費者庁長官及び厚生労働省に対して通知しなければならないことを再周知したところであるが、十分に対応されているとは言い難く、報道等が行われているにも関わらず、厚生労働省に対して通知が行われていない事案が散見される。十分な対応をお願いする。

（参考）

・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」（平成27年5月29日付消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・厚生労働省老健局総務課事務連絡）

### （9）介護保険施設における身元保証人等の取扱について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）において、身元保証人等がいないと入院・入所を認めない施設が一部に存在するとの指摘がある。

この点において、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。